
民間保育園等整備に関する
サウンディング型市場調査
実施要領

令和7年2月

広陵町教育振興部こども局こども課

1 調査の名称

民間保育園等整備に関するサウンディング型市場調査

2 調査の背景

本町では近年、全国の市町村と同様、少子高齢化の傾向が見られますが、町内各地において進められている住宅開発により、人口は35,000人前後で推移しております。

また転入者の多くが共働きの子育て家庭ということもあり、年少人口は微減で推移しているものの、保育ニーズについては依然高い傾向にあり、各園において定員を超えた児童の受入（弾力化）を行っておりますが、ここ数年は保育園入園希望に対する待機児童が発生しているところです。

本町としても、平成28年3月に策定した「広陵町幼保一体化総合計画」に基づき、幼稚園ニーズと保育園ニーズの不均衡を解消し、受入人数の増加を目指しているところではありますが、今後も継続される住宅開発に対応するためには、さらなる方策の実施が必要な状況であります。

加えて、本町の保育園等利用希望児童のうち約7.5%は町外施設に入所しているところですが、近隣市町村においても本町同様保育ニーズの高まりを受け、他市町村児童の受入は困難となっているため、本町としては、町内において受入施設を確保すべきものと考えております。

なお、新たに整備する保育園等施設については、民間事業者による設置運営を想定しております。

3 調査の目的

本町では就学前児童の通所施設として、令和7年2月1日現在、公立保育園が3園（うち2園は公立民営）、公立幼保連携型認定こども園が1園、公立幼稚園が3園、私立保育園が3園、私立幼保連携型認定こども園（公私連携型）が1園、小規模保育園が1園の12園があります。

今後、前述の広陵町幼保一体化総合計画に基づき、令和8年4月に公立保育園、公立幼稚園及び私立保育園の各1園を統合し、私立幼保連携型認定こども園（公私連携型）を開園、公立幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行、さらに令和9年4月に公立民営保育園と公立幼稚園の各1園を統合し、私立保育所型認定こども園（公私連携法人）を開園する予定としております。

しかしながら、待機児童の解消や各園の適正な児童数による運営の実施までには、さらなる受入施設の確保が必要と考えられます。

<町内各園の移行状況>

令和6年度			令和9年度		
公立	保育園	3	公立	保育園（乳児対象）	1
	幼保連携型認定こども園	1		幼保連携型認定こども園	1
	幼稚園	3		幼稚園型認定こども園	1
私立	保育園	3	私立	保育園	2
	幼保連携型認定こども園 （公私連携型）	1		幼保連携型認定こども園 （公私連携型）	2
	小規模保育園	1		保育所型認定こども園 （公私連携型）	1
				小規模保育園	1

<利用申込者数見込み>

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2039	2044
就学前 児童数	1,815	1,810	1,803	1,766	1,795	1,842	1,830	1,816	1,796	1,779	1,645	1,565
利用希 望者数	1,053	1,081	1,029	1,023	1,021	1,070	1,069	1,064	1,056	1,050	1,003	970
保育園 等定員	876	903	860	860	860	860	860	860	860	860	860	860
弾力化 後受入 数	950	979	933	933	933	933	933	933	933	933	933	933
町外園 利用者 数	75	75	76	75	76	78	78	78	77	77	73	71
待機児 童数予 想数	28	27	21	16	13	60	59	54	47	41	0	0
実待機 者数	8	8	6	5	4	17	17	16	14	12	0	0

※現時点での見込みであり、住宅開発の進捗等により大きく変わる場合がある。

※待機児童予想数と実待機者数との差は、幼稚園への入園や認可外施設利用等の利用が想定される。

そこで、本町内において、民間事業者が設置運営する保育園等施設の誘致に関し、民間事業者との対話を通して、本町の市場性や事業展開の可能性を把握すると共に、将来的には、児童や保護者がそれぞれの私立保育園等の独自性を検討材料とした園の自由選択ができ、公立の保育園等施設は、縮小又は私立園の実施が困難な事例に対する受け入れに特化するなど、公立と私立の保育園等施設の棲み分けに関する可能性についても、

広く意見・提案をいただきたくサウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施するものです。

4 提案の留意事項

提案に当たっては、下記の事項を踏まえた提案をお願いします。

- (1) 調査対象となる保育園等施設は、町内のいずれかの場所において、民間事業者で実施場所の確保、整備を行っていただく想定です。
- (2) 当該事業については、原則町内在住の就学前児童を対象としますが、定員に余裕がある場合は他市町村在住の児童の受け入れも可能とします。
- (3) 提案者自らが実施する運営方法の提案をお願いします（第三者への委託目的での提案は受付しません。）。
- (4) 提案内容については、都市計画法（昭和43年法律第100号）や建築基準法（昭和25年法律第201号）等を遵守したものとしてください。

5 スケジュール

実施要領の公表	令和7年2月20日（木）
サウンディング参加申込み期限	令和7年3月5日（水）
資料提出期限	令和7年3月14日（金）※当日資料がある場合
サウンディングの実施	令和7年3月19日（水）・21日（金）
実施結果の公表	令和7年4月予定

6 サウンディングの内容

(1) サウンディングの項目

本調査は、事業者の皆さまとの直接対話により実施します。以下の項目について、皆さまの提案をお聞かせください。全ての項目にお答えいただかなくても構いませんので、可能な範囲でお答えください。

ア 事業アイデアについて

- ・本町における事業展開の可能性や、その際の事業運営の方針（コンセプト）についてお聞かせください。

①施設の種別（保育園、認定こども園など）や定員規模

②施設確保の方針

土地、建物の確保（自己所有、借地など）について方針をお聞かせください。
また、現在考えられる候補地等あれば、場所と候補理由をお聞かせください。

③提供するサービスの具体的な内容（自由提案）

教育・保育において特色のあるサービスの提供を考えている場合はご提案ください。また、保育サービス以外に提供可能なサービス（学童保育など）があれば併せてご提案ください。

④事業実施のタイミングや事業スケジュール等

開園時期やそれまでのスケジュール案等をお聞かせください。

⑤経営の見通し

資金計画や経営が安定するまでの期間についての見通しをお聞かせください。また、今後少子高齢化により児童数が減少していくことに対する方向性も併せてお聞かせください。

イ 事業を実施するための条件等について

・原則としてイニシャルコストに対しては、国の補助基準に基づく施設整備補助金、ランニングコストについては国の公定価格に基づく運営費の交付を考えていますが、その他官民の費用負担割合や求める条件について、皆さまが求める内容をお聞かせください。

ウ その他、提案していただいた事業内容を進めていくための課題等について

・現時点で、皆さまが提案していただいた事業を実施していく上で、行政側に対する要望等があればお聞かせください。

(2) サウンディングの対象

ア 応募者は、対象施設を安全・円滑に管理運営する能力を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等のグループ（以下「グループ」という。）とします（個人での応募はできません。）。

イ グループで応募する場合は、主たる役割を担う団体（以下「代表構成団体」という。）を1団体選定してください。また、グループを構成する全ての法人等を明らかにし、各々の役割分担を明確にしておいてください。

ウ グループの構成団体である法人等は、他のグループの構成団体になることはできません。また、グループとは別に単独で申し込むこともできません。

エ 応募者は、応募を含む本調査に係る諸手続きを行うこととします。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとします。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要があります。

ア 応募者は、本募集要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

イ 応募者は、対象施設の適正な管理運営を確実に行うことができる者であること。

ウ 応募者は、当町との協議・調整に十分な能力を有し、事業の諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であること。

(4) 応募者の制限

本実施要領公表の日から提案書提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及びグループの構成員となることができません。

ア 法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納している者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定による是正、再生手続き中の者

ウ 広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

エ 労働基準監督署から是正勧告を受け、2年を経過していない者（是正勧告を受け、必要な措置の実施について、労働基準監督署に報告している者を除く）

オ アからエまでに掲げるもののほか、法令違反など社会的信用を損なう行為等により、相応しくない事由があると町長が認める者

7 サウンディングの実施

(1) サウンディングの申込み

サウンディングの参加を希望する場合は、別紙のエントリーシートに必要事項を記入の上、広陵町教育振興部こども局こども課へ提出してください。

ア 申込期限

公表の日から令和7年3月5日（水）まで

受付時間は、午前9時00分から午後5時00分まで（土・日・祝日を除く。）

イ 提出方法

「9 事務局（問い合わせ先）」に記載のメールアドレスまで提出してください。

なお、件名を【サウンディング参加申込】としてください。

送信後、必ず電話にて受信確認をしてください。

(2) サウンディング

ア 資料提出

原則、資料は不要で結構ですが、もし、資料をご準備いただける場合は、「6（1）サウンディングの項目」についての意見・考え方等を記載した提案書（任意様式）を作成の上令和7年3月14日（金）までにメールで提出してください。その他、必要に応じて、補足資料等も提出してください。

イ 提出方法

「9 事務局（問い合わせ先）」に記載のメールアドレスまで提出してください。

なお、件名を【サウンディング資料】としてください。

送信後、必ず電話にて受信確認をしてください。

ウ サウンディングの実施

① 実施日

令和7年3月19日（水）若しくは21日（金）で日時を調整し実施します。

日程が決定次第、連絡します。

② 所要時間

1事業者につき1時間半程度（質疑応答を含む。）

③ 実施場所

日程が決定次第、併せて連絡します。

なお、WEBによるサウンディングを希望する場合は、エントリーシートにチェックください。

④ その他

サウンディングは、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。また、参加事業者の出席者は3名以内としてください。

(3) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、公表に当たっては、参加事業者に内容の確認を行います。

8 その他

- (1) サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- (2) なお、本サウンディングへの応募の有無は、事業者選定を実施する場合に加点対象とさせていただきますが、事業者選定実施の有無やスケジュールについては未定です。

9 事務局（問い合わせ先）

質問等がある場合は、下記までお問い合わせください。

〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町大字笠161番地2

広陵町教育振興部こども局こども課（担当：鶴山、寺村）

電話番号 0745-55-6820

ファクシミリ 0745-54-5324

Eメール kodomosien@town.nara-koryo.lg.jp